

日本歯科大学不正防止計画推進委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本歯科大学における公的研究費の取扱いに関する規程第5条に基づき、研究費不正防止計画を推進するため、各学部不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 コンプライアンス推進責任者
- 二 理事
- 三 事務部長
- 四 人事部長、経理部長、庶務部長
- 五 その他、委員長が指名する者

(委員長)

第3条 委員長は、前条第一号をもって充てる。

(業 務)

第4条 委員会は、次の掲げる事項を扱う。

- 一 不正を発生させる要因の把握
- 二 具体的な不正防止計画の策定及び実施
- 三 監事、公認会計士、内部監査部門と連携し監査結果や不正事案を基に不正発生要因に対する不正防止計画を整理・評価

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授会に報告し、理事会が決定する。

(事 務)

第6条 委員会の各種不正防止に関する事務は、庶務部及び経理部が行う。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日改正
- 3 令和2年10月1日改正
- 4 令和3年5月1日改正